

平成 28 年 9 月 30 日

『改正個人情報保護法 Q & A』

～ 第 17 回 域外適用～

執筆者：渡邊 雅之

* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

平成 29 年中に施行される個人情報の保護に関する法律の改正法について連載してまいります。

平成 28 年 8 月 2 日には、政令の改正・施行規則のパブリックコメント案も公表されました（『「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集について』¹）ので、その内容も踏まえて解説いたします。

1

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000022&Mode=0>

○用語

「個人情報保護法」

個人情報の保護に関する法律のこと。

「現行保護法」

現行の個人情報の保護に関する法律のこと。

「改正法」「保護法」「法」

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号)に基づく改正後の個人情報保護法のこと。

「現行施行令」

現行の個人情報の保護に関する法律施行令

「施行令案」

個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)に基づく改正後の同法施行令のこと。

「規則案」

施行後の個人情報の保護に関する法律施行規則(案)のこと。

「経産省ガイドライン」

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」のこと。

「金融庁ガイドライン」

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」のこと。

「番号法ガイドライン」

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(本文及び(別添)特定個人情報に関する安全管理措置)のこと。

Q 改正法により、日本国外の事業者に対しても個人情報保護法の規定が域外適用されることになるのですか？

A 国内にある者に対する物品または役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した事業者が、外国において当該個人情報または当該個人情報を用いて作成した匿名個人情報を取り扱う場合にも適用されることとなります。

【解説】

1 改正の背景

近時、インターネット等を通じて、日本国外から、日本国内にある消費者に向けて、商品やサービス（役務）を提供する事業者が増えてきております。

しかしながら、現行の個人情報保護法においては、日本国内においてのみ効力があると考えられております。このような状況下では、日本国内の消費者（個人）の個人情報が濫用的に扱われてしまうおそれがあります。

そこで、日本国外から商品・サービスを提供する事業者に対しても、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者としての規律を適用しようというのが改正の目的です。

また、EUデータ保護指令において、日本がEUから「充分性の認定」を得るために必要な要件の一つとして、「越境データ移転に関する規律」について定める必要があることも改正の背景です。

2 改正内容

国内にある者に対する物品または役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した事業者が、外国において当該個人情報または当該個人情報を用いて作成した匿名個人情報を取り扱う場合にも適用されることとなります（改正保護法 78 条）。

- ✓利用目的の特定（15 条）
- ✓利用目的による制限（16 条）
- ✓取得に際しての利用目的の通知・公表（18 条 1 項）
- ✓データ内容の正確性の確保等（19 条）
- ✓安全管理措置（20 条）
- ✓従業者の監督（21 条）
- ✓委託先の監督（22 条）
- ✓第三者提供（23 条）
- ✓外国にある第三者への提供の制限（24 条）
- ✓第三者提供に係る記録の作成等（25 条）
- ✓保有個人データに関する事項の公表等（27 条）
- ✓保有個人データの開示（28 条）

- ✓ 保有個人データの訂正等（29 条）
- ✓ 保有個人データの利用停止等（30 条）
- ✓ 利用の停止等（31 条）
- ✓ 開示等の請求等に応じる手続（32 条）
- ✓ 手数料（33 条）
- ✓ 事前の請求（34 条）
- ✓ 個人情報取扱事業者による苦情の処理（35 条）
- ✓ 匿名加工情報の作成等（36 条）
- ✓ 指導および助言（41 条）
- ✓ 勧告および命令（42 条 1 項）
- ✓ 個人情報保護委員会の権限の行使の制限（43 条）
- ✓ 適用除外（76 条）

3 適用範囲

本条は、外国に拠点があることを明文の要件としていませんが、「外国において日本にある者から取得した個人情報やその個人情報から作成した匿名加工情報を取り扱う」場合に適用されるので、基本的には「外国に活動拠点がある事業者」に適用されます。

もっとも、「日本にある者から取得した個人情報を外国において取り扱う」場合を想定しているので、「日本に支店・営業所を有する事業者が日本国内で取得した個人情報を外国の本支店において取り扱う場合」、「日本に本店を有する事業者が日本国内で取得した個人情報を外国の支店において取り扱う場合」、「日本において個人情報を取得した事業者が外国に拠点を移し、その後も引き続き個人情報を取り扱う場合」にも適用されます。

また、「日本国内の事業者から個人データの取扱いの委託を受けた海外の事業者」についても本条の適用があるものと考えられます。

なお、海外から日本国内に駐在している者が、インターネットを通じて海外のサイトで商品・サービスの提供を受ける場合にも本条の適用があるのかについては疑問が残ります。ウェブサイトが外国語で記載されており、日本人の顧客を想定していないような場合についてまで本条の適用はないのではないかと考えられます。